

よこはまウォーキングポイント事業実施要綱

制定 平成 26 年 8 月 20 日 健保事第 1631 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、歩数計によって計測された歩数に応じてポイントが付与され、当該付与されたポイントを物品の交換等に活用できることによって、市民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことを推進する、よこはまウォーキングポイント事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（共同事業者）

第 2 条 本事業は、横浜市（以下「市」という。）と、よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会において選定された事業者（以下「共同事業者」という。）が、共同で実施するものとする。

2 共同の内容については、基本協定及び協働契約に基づくものとする。

（対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、市の区域内に住所を有する者（以下「横浜市民」という。）で、かつ、40 歳以上の者とする。ただし、当該年において 40 歳に到達する横浜市民も対象とする。

（参加の申込）

第 4 条 前条に掲げる者のうち、本事業への参加を希望する者は、よこはまウォーキングポイント事業参加申込書（第 1 号様式）及び本人確認書類の写しを市に提出するものとする。ただし、市が指定する窓口で本人確認書類を提示した者、又は市が別の方法により本人確認をした者は、その写しの提出を省略することができる。

（参加者の決定）

第 5 条 市は、前条に基づく参加申込書を受け付けたときは、当該参加申込者の資格要件を確認し、歩数計を配付する。参加者の決定は、参加申込者の歩数計受領をもって決定とする。

（参加者の負担）

第 6 条 参加者は、参加に係る経費の一部を負担するものとする。

（歩数計の管理）

第 7 条 市が配付した歩数計の所有権は、歩数計の受領とともに参加者に帰属するものとし、参加者は善良な管理のもと歩数計を取り扱うものとする。

(歩数計の再配付)

第8条 市が配付した歩数計の再配付は原則として行わない。ただし、健康福祉局長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第9条 参加者は、市が配付した歩数計を第三者に譲渡してはならない。

2 市が配付した歩数計の譲渡等が発覚した時は、市はその参加者の参加登録を抹消することができる。

(ポイントの付与)

第10条 本事業におけるポイントは、市が指定した歩数計で計測された歩数に応じて参加者に付与するものとする。歩数に応じて付与するポイントは、別表1に定めるとおりとする。

2 ポイントは、市が指定した歩数計で計測された歩数を、市内各所に設置された専用リーダーで読み込んだ者に付与する。

3 参加者が獲得したポイントは、第三者に付与及び譲渡してはならない。

(ポイントの活用)

第11条 本事業において参加者が獲得したポイントの活用については、別に定める。

(登録抹消)

第12条 市は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加登録を抹消することができる。

(1) 市外転出や死亡等により、横浜市民ではなくなった場合

(2) 虚偽の申込み等により、第3条に掲げる対象者ではないことが判明した場合

(3) 1年以上継続して、本事業のサービスを利用しなかった場合

2 市は、第9条第2項及び前項に基づき参加登録を抹消するときには、当該参加者に事前にその旨を通知するものとする。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第13条 本事業で収集した個人情報は、すべて市に帰属するものとする。

2 本事業で収集した個人情報は、市の監督のもと、共同事業者及び市が委託した事業者が管理する。

3 共同事業者は、本事業で収集した個人情報の管理に当たっては、市の求めるセキュリティ基準に基づいて、そのセキュリティ保護を行わなければならない。

4 市及び共同事業者は、収集した個人情報を本事業の目的以外に使用することはできない。ただし、市及び共同事業者は、市の監督のもと、本事業から得た情報及びデータを個人が特定できない形で統計・分析等に利用することができる。

5 市及び共同事業者は、本事業に係る履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。この事業が終了した後も同様とする。ただし、市又は共同事業者が司法手続き

又は法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

- 6 共同事業者は、市の「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」及び「個人情報取扱特記事項」等を遵守しなければならない。

(事業の所管)

第 14 条 本事業の市の所管は健康福祉局健康安全部保健事業課とする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 20 日から施行する。

【別表 1】

1 日の歩数	付与ポイント
1 歩 以上 2,000 歩未満	0 ポイント
2,000 歩 以上 4,000 歩未満	1 ポイント
4,000 歩 以上 6,000 歩未満	2 ポイント
6,000 歩 以上 8,000 歩未満	3 ポイント
8,000 歩 以上 10,000 歩未満	4 ポイント
10,000 歩以上	5 ポイント (注)

(注) 1 日に付与される最大ポイントは 5 ポイントとする。